

大和市スポーツ施設等指定管理者候補者審査に係る評価表

選定基準	検 証 基 準			委員の評価 (配点)
	項 目	視 点	求 め る 水 準	
1 施設の利用者の 平等利用の確保及び サービスの向上が図 れるものであること (26点)	(1)	利用条件の考 え方	公の施設を管理運営し ていくことの認識 ・ 不当、差別的な利用拒否をしない。 ・ 予約、抽選、料金徴収が公平に行われる。	(3点)
	(2)	利用の不承認・承 認の取消の考 え方	利用不承認・承認の取消 に対する認識 ・ 主観による差別的対応がない。 ・ 根拠を明確にし、適切な説明ができ、厳然たる態度が保てる。	(3点)
	(3)	苦情処理体制	問題点の正確な把握及 び適切な対応 ・ 的確な事情聴取及び問題解決能力がある。 ・ 相手の立場に立った対応が徹底している。	(3点)
	(4)	管理運営の企画 内容	施設の現況を踏まえた 管理運営の考え方 ・ 現在の状況を上回る企画内容が提案されている。 ・ 施設の利用方法などに対する新しい提案がある。	(5点)
	(5)	自主事業の企画 内容	管理運営業務を通じて 活用できる自主事業の 企画 ・ 管理とスポーツ振興策が両立できる提案がある。 ・ 独創的な企画が提供できる。	(3点)
	(6)	自己評価(セルフ モニタリング)	適正な水準のサービス の継続提供の確保 ・ 協定に従った適正、確実なサービスが提供されている。 ・ 適正なモニタリングが実施されている。	(3点)
	(7)	利用者の要望・意 見への対応策	要望や意見に耳を傾け、 改善する姿勢 ・ 現状を分析し、要望・意見に適切に対処する能力がある。 ・ アイデアを取り入れる裁量や柔軟性がある。	(3点)
	(8)	地域との連携対 応	市域全体の状況把握及 び日頃からの連絡調整 ・ 地域や団体から信頼される努力を行っている。 ・ 地域住民や団体と協力して事業を実施している。	(3点)
2 施設の効用を最 大限に発揮するも のであること (9点)	(1)	各施設の特色を生か した事業計画(各施 設ごとに)	各施設の特徴の把握及 び合理的運営 ・ 各施設の現況を正確に把握した事業計画となっている。 ・ 事業計画の内容が、具体的であり、創意工夫が見られる。	(3点)
	(2)	施設間の連携	各種目の理解及び施設 間における相互活用 ・ 施設の相互活用を臨機応変に実施できる。 ・ 施設機能を把握し、相互連携を考慮している。	(3点)
	(3)	有料公園施設と の連携	市全域におけるスポー ツ振興に対する視点 ・ スポーツ全般に精通した知識を有している。 ・ 施設の機能を熟知した活用方法が検討されている。	(3点)
3 施設の適切な維 持及び管理並びに 管理に係わる経費 の削減及び効率的 な経営が図れるも のであること (26点)	(1)	関連法令等の遵 守	関連する法令等の的確 な把握 ・ スポーツ基本法、大和市スポーツ施設設置条例、大和市スポーツ 施設設置条例施行規則、地方自治法等が遵守されている。	(3点)
	(2)	緊急時の対策	スポーツ事故に対する 迅速な対応 ・ 応急処置による初期対応体制が確立されている。 ・ 医療機関や消防署等との連携体制がとれている。	(3点)
	(3)	防犯防災対策	スポーツ活動に専念で きる環境整備及び防災 意識 ・ 警察署等との連絡体制が整備されている。 ・ 広域避難所として利用者の防災意識向上に努めている。	(3点)
	(4)	事故防止対策	施設機能の維持及び修 繕箇所の発見 ・ 事故を未然に防ぐための定期点検が充実している。 ・ 大規模修繕に至る前の早期修繕が配慮できている。	(3点)
	(5)	施設の保全に関 する取組み	施設の現況を踏まえた 施設保全の考え方 ・ 施設ごとの保全計画が確立されている。 ・ 軽微な補修に対する対策が考慮されている。	(3点)

	(6)	管理に係わる経費の縮減	経済情勢の認識及び経費縮減に向けた考え方	・最少経費・最大効果の明確な方針がある。 ・指定管理料上限額に対し、縮減が可能である。 ※縮減割合に応じて、次のとおり採点する。 20%以上・・・5点 15%以上20%未満・・・4点 10%以上15%未満・・・3点 5%以上10%未満・・・2点 5%未満・・・1点	(5点)
	(7)	指定管理料提案額	指定管理業務に関する経費の算出根拠	・算出根拠が明確である。 ・必要な項目がすべて計上されている。	(3点)
	(8)	効率的な経営	業務の効率化に向けた考え方	・組織としての効率化に向けた方針がある。 ・業務を効率化するための工夫がある。	(3点)
4 施設の管理を安定して行うための 人員・資産その他の経営の規模及び能力を有している ものであること (24点)	(1)	事業者理念・経営方針	事業実績に裏打ちされた堅実な理念・方針	・スポーツ振興施策に対する明確な方針がある。 ・理念や方針に基づく具体的事業が展開されている。	(3点)
	(2)	経営状況及び組織規模	健全な経営体質	・経営が安定し、新規事業実施に意欲的である。 ・新規採用者、障がい者の雇用に積極的である。	(3点)
	(3)	I S O（品質・環境）等取得状況	品質管理及び環境配慮	・環境マネジメントシステムが確立している。 ・品質管理マネジメントシステムが確立している。	(3点)
	(4)	職員の選考方法・選考基準	人員採用における選考方法・選考基準の考え方	・施設の管理を適切に行える人材の確保ができる。	(3点)
	(5)	現指定管理者に雇用されている職員の継続雇用に対する配慮	市民サービスの低下防止のための対策	・現在雇用されている職員に対する雇用の配慮がある。 ・市民サービスの低下防止に対する配慮がある。	(3点)
	(6)	職員の配置・確保	利用者サービスを向上させる職員の配置・確保	・熱意ある職員を確保する姿勢がある。 ・有資格者の専門性が発揮できる配置である。	(3点)
	(7)	職員の教育・研修	職員の資質向上及び人材育成のための対策	・職員の研修体制が確立されている。 ・他機関との人事交流が計画されている。	(3点)
	(8)	関連施設の受注・経営実績	関連施設の受注及び経営実績	・関連施設等の受注及び管理実績が豊富であり、応用力がある。	(3点)
5 個人情報の保護及び情報公開に対する措置が図れる ものであること (12点)	(1)	個人情報の保護措置	個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえた対策	・個人情報保護に関する規程が整備されている。 ・職員の個人情報保護意識向上に努めている。	(3点)
	(2)	個人情報の開示請求への対応措置	個人の権利・利益を保護する姿勢	・個人の権利利益を保護する姿勢が明確である。 ・開示・不開示に対する統一認識が徹底されている。	(3点)
	(3)	情報公開請求への対応措置	市情報公開条例の趣旨を踏まえた対策	・市民の知る権利及び説明責任の明確な方針を理解している。 ・ホームページ等を活用し積極的に情報を公開している。	(3点)
	(4)	文書の分類・作成・保存及び廃棄に関する基準	必要な情報を提供できる文書管理	・文書管理に関する規程が整備されている。 ・文書保存・廃棄が適切に行われている。	(3点)
6 特記事項 (3点)	(1)	全体を通したスポーツ振興推進に対する姿勢	独創性、具体的提案、熱意、意欲	・現状を見直し、独創的で具体的な提案がある。 ・大和市のスポーツ振興を推進していく熱意、意欲がある。	(3点)

総合評価点数

／100点